

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会					
開 催 日 時	令和7年2月 14 日(金) 13:30 ～ 14:57					
開 催 場 所	葉山町福祉文化会館 大会議室					
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○		片 山 満里		野間 俊行	○ 欠席	清水 佳子
	欠席	角田 孝子		河野 匡孝	欠席	荻田 信幸
		坂口 敏子		三富 淳		金 明夫
		笹谷 月慧	欠席	高根沢 奈津子		藤田 博
		安島 浩輔	◎	中野 徹		内田 自栄
	欠席	柏崎 嘉則		樽井 彰子		市川 壽一
		菊池 尚		坂本 好輝		佐藤 弘朗
		越川 紀久雄	代理	新井 慎一	代理	小出 雅昭
	※傍聴者 0 名					
次 回 開 催 予 定 日	次年度 詳細は未定					
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 葉山町福祉部福祉課 蒲谷・根岸 電話番号 046-876-1111(内線237) メールアドレス kourei-fukusi@hayama.kanagawa.jp					
会 議 記 録	発言記録 ・ 要約		要約した理由			
内 容	● 開会・委員の委嘱等 (事務局長) ただいまから、令和6年度第3回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。 本日はご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。私は本日進行を務めさせていただきます、事務局長の葉山町福祉部福祉課長補佐の秋山と申します。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。 まず、当協議会委員の委嘱について、葉山町民生委員児童委員協議会会長の萩原委員が解嘱され、葉山町民生委員児童委員協議会副会長の安島委員を新たに委嘱させていただきましたことを報告いたします。新たな委員名簿を机上に配付させていただきましたのでご確認いただきたいと思います。 ● 協議会の成立要件					

(事務局長)

次に、本日の協議会ですが、定員24名のところ19名のご出席となっております。設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席していますので、協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課長、清水副会長、鎌倉市民生委員児童委員協議会副会長、角田委員、鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課長、荻田委員、三浦市社会福祉協議会事務局長、高根沢委員、横須賀市障害者団体連絡協議会、柏崎委員からは事前に欠席の旨、ご連絡をいただいております。

また、設置要綱第8条第4項の規定により、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局主席運輸企画専門官、森下委員の代理で新井様に、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、笠井委員の代理で小出様にご出席をいただいております。

それでは、設置要綱第6条第3項の規定により、以後の進行を会長にお願いいたします。

(会 長)

改めまして、皆さんこんにちは。葉山町までお越しいただき誠にありがとうございます。本協議会の会長を拝命いたしております葉山町社会福祉協議会の事務局長の中野でございます。会議の進行につきましては、よろしくご協力お願い申し上げます。これ以降、失礼ながら着座のまま進めさせていただきます。

さっそくではありますが、次第に沿って会議を進行させていただきます。

● 会議の傍聴及び公開について

(会 長)

本日傍聴の方はお越しになりませんでしたので、傍聴者なしで会議を進めたいと思います。

協議会の議事は、原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクをお願いいたします。

● 会議の進め方及び今後の予定について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日配付いたしました資料について、確認させていただきます。本日、机上に配付しておりますのは、「委員名簿」と「座席表」、「次第」、事前質問回答書、「福祉有償運送説明会」と書かれたホチキス止めの資料、横須賀市より、特定非営利活動法人なないろの追加資料、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の「差替え資料2枚」及び「改善

報告書」になります。

なお、「福祉有償運送説明会」と記載された資料につきましては、2月6日に開催された福祉有償運送制度説明会で配付された資料の一部を参考までに配付しているものです。漏れ等がございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

差替え箇所につきましては、横須賀市事務局が説明する際に併せてご案内させていただきます。

続きまして、本日の会議の進め方について、ご説明いたします。

本日は、合意を要する協議事項としまして、更新等の申請が3件ございます。

次に、合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について、横須賀市事務局から3件の報告をさせていただきます。

(会 長)

ありがとうございます。ただいま説明のありました会議の進め方については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、本日の会議の進め方については、ただ今、事務局から説明があったとおり、行ってまいります。

● 議題 申請書の協議について（更新・変更申請）

(会 長)

それでは、次第4、議題の申請書の協議について、[自家用有償旅客運送の更新・変更申請について]に移ります。

横須賀市の社会福祉法人なないろの方、また横須賀市事務局の方は説明席に、ご着席をお願いいたします。

更新申請について事務局から説明をお願いします。

(横須賀市事務局)

横須賀市障害福祉課白石と申します。本日は社会福祉法人なないろさんの事業担当の矢込さんを同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは着座にて説明をさせていただきます。

本日追加資料として1枚ののですが、今回更新の登録ではありますが、旅客から収受する対価の変更が伴いますのでその旨を記した依頼文を追加で配付させて頂いております。ご協議の程よろしくお願いいたします。

それでは提出しております社会福祉法人なないろの更新登録の概要を記した資料をご覧ください。1番から順番に説明をさせていただきます。

1番の運送主体ですが、社会福祉法人なないろ、代表者は猪又康行氏になります。主たる事業所の所在地は横須賀市大津町2-19-7になります。

定款と登記事項証明につきましては、前回と変更なしのため資料の添付は省略させていただいております。現在の登録満了日は令和7年4月23日となっております。

2番運送の区域になりますが、運送の区域は横須賀市です。こちらは前

	回の更新時と変わってはおりません。 3番になりますが、旅客から収受する対価ですが、運送の対価は100メートルあたり10円、運送の対価以外の対価は特にございません。ここまでは前回の更新時から変更はありませんが、複数乗車の有無、こちらについては今回無から有に変更して提出をさせていただいております。詳しくは資料6番、5ページになりますが、旅客は2人まで乗車することがあり、その場合はそれぞれから利用料金を頂くということで、こちらを新たに追加させていただいております。 続きまして4番の運送しようとする旅客の範囲ですが、こちらは添付した資料のとおりとなりまして、現在の登録利用者は19人となっております。 5番（1）法令順守につきましては、当該法人の役員全員道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。 次に裏面になりますが、（2）の必要な車両です。こちらは福祉車両が1台、セダン型車両が2台、合計3台となっております。全て法人所有のため契約関係はございません。 （3）運転者の確保です。運転者は5人おりまして、全員が所定の福祉有償運送運転者講習と、セダン等運転者講習を修了しております。上に記載の3名は前回から変更がありませんので資料は省略しております。 （4）（5）（7）（8）につきまして、運行管理、整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制についてはそれぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。 なお、運転管理の責任者及び代行の責任者の方それぞれ運転をすることになっておりますが、全員が事務所から出払うことはないという事を確認しております。 最後ですが、（6）損害賠償措置です。保険証書の写しを添付しております。適切な措置が取られております。 以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （会 長） ありがとうございました。ただいま横須賀市の事務局の方から社会福祉法人なないろの更新申請につきましてご説明がございました。本件につきましてご質問等ございますでしょうか。 市川委員、お願いします。 （市川委員） 事前に質問を送ったつもりだったのですが今確認したところ、アドレスのsとhが違って送れていなかったようで申し訳ありません。 2点ほどお聞きしたいのですが、所有3台のうちセダン2、福祉車両1ということなんですが、これ以前からずっとこの構成でセダン2、福祉1だったかどうかという点が1点と、それから複数乗車2名までというのを始める理由がもし明確であれば教えていただきたいと思います。 （横須賀市事務局）
--	---

	事前に事務局で確認した内容でお答えさせていただきます。 3年前の更新時には、車いす車2台、セダン型1台の計3台で、この協議会に諮っております。車両が変更するということは、この時のタイミングで聞いておりましたので、車両変更届けを出すように事務局からなないろをお願いしております。 実は蓋を開けてみたら、更新申請のタイミングで、今の体制、車いす1台、セダン型2台にチェンジした形で、登録はされていたということで、それは後から分かったのですが、事務局としては一応整合が取れているという判断をしております。 2点目の複数の旅客を運送することにつきましては、同じ方向の利用者さんがいたり、同じ施設や作業所に通う方もいらっしゃるということで、効率的な運送サービスができるということで、それを開始したいと承知しております。以上です。 (市川委員) ありがとうございます。今までもありましたが、できれば更新は更新の申請で、車両変更の申請は更新の時と同時でもいいので、別紙ございますので、そちらで届けていただければ非常にこちらも分かりやすいので、そのようにしていただければと思います。 それから所有の台数や利用会員の数も、いずれもそんなに大きく変わっていないと思うので、効率的に同じ行き先だったりする場合に2名のご乗車ということが発生するということですので、安全には気をつけていただいて、お客様にもご負担の無いような形で運送していただければいいかなというふうに思います。ありがとうございます。 (会 長) 他にございますでしょうか。それでは、社会福祉法人なないろの更新登録の申請につきましては、協議が調ったという事でよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声多数) (会 長) それでは、社会福祉法人なないろさん、ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。横須賀市事務局の方はそのままご着席してください。 続きまして、特定非営利活動法人アシストワンの方は説明席に着席をお願いします。 それでは、特定非営利活動法人アシストワン更新申請について事務局から説明をお願いします。 (横須賀市事務局) 横須賀事務局の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。本日は代表者の佐藤様に同席して頂いております。着座にて失礼します。 特定非営利活動法人アシストワンの更新登録の申請につきまして、説明させていただきます。概要を記載しました両面の資料、表と裏で2ページ
--	---

	の資料でまとめてございますのでこちらをご覧ください。 1 番の運送主体ですが、特定非営利法人アシストワン、代表者が佐藤稔様です。主たる事務所の所在地は横須賀市鴨井 3-17-9-101。代表者所在地につきましては、前回の更新から変更されています。定款や登記事項証明書につきましては添付した書類のとおりになります。 現在の登録期間満了日は令和 7 年 8 月 31 日となっております。 なお、事前のご質問で代表者の佐藤稔様の住所につきまして、12 ページの履歴事項全部証明書の住所と、13 ページの役員名簿の住所地が異なるというご指摘を受けまして、ご指摘のとおりでありまして、代表者様が横浜市から横須賀市に転居されており、履歴事項全部証明書の住所地は転居前の住所が記載されております。事業所には登記を修正するようにお願いさせていただきますいております。 2 番の運送の区域ですが、こちらは横須賀市となっております。前回の更新時と変更はありません。 3 番になりまして、旅客から収受する対価ですが、運送の対価は 1 km につき 200 円です。運送の対価は前回の更新時より変更されておりますが、令和 4 年度第 3 回協議会において協議が調っております。 運送の対価以外の対価についてですが、乗降に対する介助料金は迎車回送料金 300 円、待機料金 15 分ごとに 300 円です。乗車介助、付添介助については、介護保険利用者が介護保険で対応し、介護保険を利用できない場合は、乗降介助基本料 1 回 1,000 円、付添介助は平日 30 分ごとに 1,100 円、土日 30 分ごとに 1,250 円、2 人対応の場合は平日 30 分ごとに 2,200 円、土日 30 分ごとに 2,500 円、その他車いす使用料は 1 回 300 円となっております。複数乗車は無となっております。運送の対価以外の対価は前回と変更はありません。 4 番、運送しようとする旅客の範囲ですが、現在の登録利用者は 195 名となっております。 5 番、その他法令順守ですが、当該法人の役員全員道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。該当裏面をお開き下さい。 次に 5 番（2）の必要な車両ですが、車いす車 4 台、セダン型車両が 6 台、合計 10 台となっております。うち持ち込み車両が 3 台あり、いずれもセダン型ですが契約書を添付しております。 （3）運転者の確保ですが、運転者は 9 人おり、講習の受講状況ですが、福祉有償運送運転者講習者は 8 名が受講しておりまして、セダン等運転者講習を 6 名が修了しております。 続きまして、運行管理体制、整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等行っております。 最後に（7）損害賠償措置につきましては、保険証書等の写しを添付しており、適切な処置がとられております。 以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （会 長）
--	---

	ありがとうございました。ただいま横須賀市事務局の方から特定非営利活動法人アシストワンの更新申請について説明がございました。本件につきましてご質問等ございますでしょうか。 (新井委員代理) 神奈川運輸支局の新井と申します。車両数がこちらで把握している車両数と若干相違があったのですが、変更後使っている車両はこちらの添付されている車検証の数でよろしいでしょうか。 (横須賀市事務局) 車両の台数でしょうか。 (新井委員代理) そうですね。台帳と違いがあったのですが、現行はこの車両数ということでよろしいでしょうか。 (事業者) 10 台です。 (新井委員代理) では添付して頂いている書類で大丈夫かと思いますので、承知しました。 あと 1 点、運送しようとしている旅客の範囲なのですが、名簿をつけていただいていると思いますが、前回更新の申請を頂いた時に該当のない方がいらっしゃったかと思うんですが、そちらの方については今後入会される見込みなどがありますでしょうか。 (事業者) ありません。 (新井委員代理) 他の今いらっしゃる方、二とホとトの該当の方のみですが、その他の方は今後入る予定はありますか。なさそうですか。 (事業者) なさそうです。 (新井委員代理) 分かりました。そうすると基本的には該当のあるもの、又は見込みのある方の項目のところに限って申請をいただきたいので、旅客の範囲は二とホとトに限っていただきたいのですが、よろしいでしょうか。 (横須賀市事務局) 承知いたしました。
--	--

	(新井委員代理) 分かりました。では以上です。 (会 長) 他にございますでしょうか。 (市川委員) 名簿は202名いらっしゃって、こちらの方は195名となっていますが、これは見込みの関係ですか。名簿からいなくなった方がいる。 (事業者) 名簿に線を引いている方がいますが、その方はいない方です。 (市川委員) わかりました。会員数が大分増えていらっしゃると思いますが、何か理由があるのですか。 (事業者) 単純に利用が増えているだけです。営業をかけるにしても社員さんを確保しないとお客さん取れないので、順次従業員を確保しながらそれに合わせてお客さんを取っているので、そういう意味合いで人が増えればお客さんも増えていく、という感じになっています。 (市川委員) 今回30%以上の値上げになるとと思いますが、今までも100名近い方が利用されていたと思いますが、その方々は特に問題ございませんか。 (事業者) それはどういう意味ですか。 (野間委員) 150円が200円になっていて、今まで利用されていた方も半数以上いらっしゃると思いますが、そういう方々は利用するにあたって不便はないという理解でよろしいですか。 (事業者) 担当しているケアマネージャーさんにも話をしているし、その中で理解して頂いて、今回1件も上げたことに対しての苦情というかそういったものはございませんでした。 (市川委員) ありがとうございます。 (会 長)
--	---

	他にございますか。 (新井委員代理) 後付けですみません。1日に何回位運送があつて、それに対してドライバーの運行管理等どのようにやっていますか。 (事業者) 私自身が運行管理をやっているの、今の社員数に合わせたお客さんを取っていますので、特に支障が起きたりとかトラブルがあるとかそういうことはないです。 (新井委員代理) 1日にご利用はどのくらいありますか。 (事業者) 20くらいですかね。基本往復なのでそのような感じです。 (新井委員代理) ありがとうございます。 (会 長) ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、特定非営利活動法人アシストワンの更新登録の申請につきまして、協議が調ったということですのでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声多数) (会 長) それでは、特定非営利活動法人アシストワンの方ありがとうございました。退席して頂いて結構です。横須賀市事務局の方は、そのまま着席しててください。 続きまして、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の方は説明席に着席願います。 それでは、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所、更新・変更申請について事務局から説明をお願いします。 (横須賀市事務局) 特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の更新登録の申請につきまして、ご説明させていただきます。同席していただいているのは、理事長の宮川様、事務の岩沢様、事務局長の宿称様になります。よろしく願いいたします。では着座にて失礼いたします。 まず皆様のお手元に今日の机上配付として、資料3枚、差替資料追加資料として配付をさせていただいております。2枚セットになっているもの、福祉有償運送の更新申請の概要、自家用有償旅客運送の更新及び登録事項の変更申請、こちらは1枚目の概要、また2、3ページにあります資料1の差し替え分になります。大変お手数ですが差し替えをよろしくお願いい
--	--

	たします。 また、もう1枚改善報告も配付させていただいております。計3枚配付させて頂いております。詳細については後ほどご説明をさせていただきます。 では、まず差し替えでお配りしている申請の概要をご覧ください。 1番の運送主体ですが、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所、代表者が宮沢とみ子様です。 主たる事務所の所在地は横須賀市荻野9-13、前回の更新から変更はありません。定款や登記事項証明書につきましては、添付した書類の通りとなります。現在の登録期間満了日は令和7年11月19日となっております。 2番の運送の区域ですが、これまでの横須賀市、三浦市、葉山町に加えて、今回逗子市が追加になっております。資料には、米印で今回の協議会で追加と記載させていただいておりますが、こちらについては今回追加で資料を配付させていただいている理由となっております。 経緯をご説明させていただくと、事前のご質問で委員の方から旅客の名簿、資料7となりますが、逗子市の住所の方がいらっしゃるのを念のためご確認くださいとのこと指摘を受けました。事業所に確認したところ、逗子市の利用者4名様のうち、3名様について、逗子市から区域外まで運送を実際に行っていたことが判明いたしました。直ちに神奈川運輸支局の新井様に私の方からご相談をさせていただいて、実際に運送してしまった後であります。今回の協議会で更新とともに運送の区域の変更についても協議にかけさせていただく次第となっております。 このことにつきましては事務局としましても、資料の確認の段階で気が付かず申し訳ございません。後ほど事業所より改めて今回の経緯等を改善防止策等についてお話をさせていただきます。 では、先に概要について説明をさせていただきます。 3番の旅客から収受する対価ですが、運送の対価は初乗り2キロまで320円、加算料金が2キロを超える5キロまで250メートル増すごとに40円加算、5キロを超え250メートル増すごとに30円加算、介護保険適用外の場合、乗降介助料金は1,060円です。 複数乗車は有でこのみ、前回と変更点となっております。令和5年度第2回の協議で了承されております。 4番、運送しようとする旅客の範囲ですが、現在の登録利用者は110名となっております。 5番その他(1)法令遵守ですが、当該法人の役員全員道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。概要裏面をお開き下さい。 5番(2)の必要な車両ですが、車いす車が5台、セダン型車両が14台、合計19台となっております。うち、持ち込み車両が7台あり、いずれもセダン型ですが、契約書を添付しております。 (3)運転者の確保です。運転者は23名おり、前回の更新時から新規で登録されている方は14名です。そちらの14名の方につきまして、資料の添付をしております。 講習の受講状況ですが、運転者講習が1名、介護福祉士、セダン等運転
--	---

	者講習は13名が受講しております。 続きまして、運行管理体制、整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情体制については、それぞれ運行管理マニュアルより適切な管理や整備等行っております。 最後に7番、損害賠償措置につきましては、対人対物無制限の保証金額を賠償するための措置を講じており、宣誓書を添付しております。概要は以上のとおりでございます。 続きまして、先ほど2番で触れさせていただいた運送の区域についてのご報告を改めてさせていただきます。追加で配付いたしました改善報告書をご覧ください。 三浦半島高齢者福祉事業所では、運送の区域を横須賀市、三浦市、葉山町と届出しておりますが、今回その区域外である逗子市の利用者を、横浜市等の区域外に協議会に諮らずに運送していたということが判明しました。このことが判明した経緯は先程ご説明したとおりでございますが、詳細につきまして、事業所の理事長である宮川様の方からご説明をお願いしたいと思います。 (事業者) 三浦半島高齢者福祉事業所理事長宮川でございます。よろしくお願いいたします。 この度、逗子市の利用者さんが登録されて、鎌倉、横浜等に、同行等で福祉有償運送を利用されていたのですが、届出を怠ってしまいました。違反した期間は令和5年2月から現在に至るまでそのままになっております。 理由についてですが、事務担当の認識が間違っておりまして、運送の区域が増加する場合は変更届は必要ないと認識しておりまして、減少する場合のみ変更の登録が必要という認識のもとに今回登録をしないでしまいました。 運送区域全体に横須賀市、三浦市、葉山町、逗子市については神奈川県と記載すれば良いと誤った認識をしていたのは、今回届出をしなかった原因になっております。 そしてこの原因、再発防止策になりますけれども、事業所の大変弱いところになっているのですが、ダブルチェック体制が整っていないこと、事務の担当者が退職等で代わるのですが、よく調べてみますと、書類がきちんと継続的にマニュアル化してそろってない。マニュアルがあるのですが、ちゃんとそろってないこと。そして1年前のものも残ってなかった。そういうことでなかなか整理をしない内に人が代わったりしているという杜撰な事が原因になっています。 パソコンの中も、担当者が代わる度にパソコンの中が変わってしまったり、消去されたり、メールも削除されてしまったり、という検索ができないという状態が判明しました。そして現在何とかやっている事務スタッフですが、十分な資料がないまま今日に至ってしまいました。 そして、事業所内のダブルチェック体制について非常に弱いということが原因と考えております。ダブルチェック体制は今実際行われているのは、
--	--

	月に1回理事長、事務局長、管理者、運行管理責任者等で確認事項を進めることをしておりますが、その内容は新規の利用者、利用終了者、車両の変更、持込車両、ドライバーの変更等を確認しております。 ただそれを確認して、きちっとパソコンに入れ込んで整理されるかというと、そこのところ弱くなってしまって、今年1年あまり変更は無かったのですが、特に新規の利用者と使用車については細かくチェックしなきゃいけないところが少し心配な事項になっております。 今回、月に1回行われておりますけれども、新しく事務のダブルチェック体制のメンバーとして1人担当者を加えて、このまま引き続いて計画的に開催することといたしました。 そして今回横須賀市から指摘をたくさん受れたり、関係者の方にご迷惑をおかけしまったのですが、うちが甚だしく認識が不足しておりまして、忙しいということでは片付けられないくらい認識不足です。 そして、このままですと、指定の取り消し、それからそうなった時には利用者さんに本当に迷惑がかかってしまうところもありますので、これからは横須賀市の事務局のお力をお借りしながら、研修をすることを願いますということになると思います。 知識を確実に認識しなければならないこと、なるべく多くの知らなければならない職員も含めて、登録要件等を改めて確認する研修会等を行い、勉強していかなければいけないと思っております。そういう風にしなければ分からない事も多くて、これ以上のことは許されないと思っております。本当に何回も何回も不手際が多くて申し訳ないと思っております。 新たなチェック体制を肝に銘じて、皆と話し合いをしております。管理者、事務職員も業務に対して今回大きく疑問や不安を感じております。正常に戻していくために書類の整理、パソコンの活用方法等をきちんとしていこうと話し合っています。 このことは1年前から気が付いた者がいて、その者が中心となり提出したり整理したり資料を残したりパソコン等に入れ込んで通常業務ができる様に改善を始めているのですけれども、継続しないといけないし、やる事はたくさんあると思うんですけれども、引き続き一丸となってこの大事な仕事を守っていきたいと思っております。以上です。 (横須賀市事務局) 以上となります。横須賀市としましても改善防止策の方にありますが、福祉有償運送の知識ともに三浦半島高齢者福祉事業所の皆様と一緒に研修会等を開いて知識を深める機会を設けるつもりでございます。以上となります。ご審議の方お願いいたします。 (会 長) ありがとうございました。ただいま横須賀市の事務局の方から特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の更新・変更申請につきまして説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。 (菊池委員)
--	---

理事長の宮川さん、大変法人の運営にご苦労されている様に承ります。また昨年の2月にも同じお話をされまして、1年間組織や色々ご苦労されていると思いましたが、やはりまた、出てきてしまうと。2回目っていうところはひとつ大きなところだと思います。

今回の問題を、区域外に関しては1番上から、令和5年の2月に入会になって2年間、令和6年の2月以降の話ならまだいいんだけど、それ以前からあってそれに気がつかれていなかった、というのが1点。

神奈川県か、市町村単位かと書いてありますけど、申請書には横須賀市、三浦市と書いてありますね。最初に出てきている更新申請の運送の区域は横須賀市、三浦市、葉山町と書いてあります。これは横須賀市が作っている訳ではないでしょうから恐らく事業者さんが作っている申請書になっているでしょうから、ここには市町村単位になっているわけです。前回の申請の書類を見てはいないですけど、神奈川県というのはない。理事長がどこまでチェックされるかは分からないが、今までやってきた書類には神奈川県とは書いていないはず。それは通らないですよ。それを見落とされている。それも及んではない。それはちょっとさびしいかなというのがご説明頂いたことに対してでございます。

ここは横須賀・三浦、共同の運協ですから、当然逗子市の利用者さんがいれば横須賀市の業者さんもいます。私どもはタクシー事業者ですので、タクシーとしては、横須賀を含む交通圏と、逗子を含む交通圏、全く別です。実は微妙に料金体系とか内容が違っているの、我々からすると、逗子市や葉山町が入っていますからあれですけど、ただ単に隣町を漏らしたというのはちょっと重い。我々がこれをやったら大変なことになりますし、区域外営業でかなりお叱りを受ける、場合によっては監査ペナルティーということもあります。ですので決して軽いことではないということは分かって欲しい。

あともうひとつの意見は、やはり体制の話として運行管理体制。これ、必ず、どの団体さんでも申し上げているんですけども、運転者さんが運行管理とチェック管理兼ねるのはダメにはなっていませんが、事故処理から苦情処理これ全て乗務員登録されている運転者さんがなっています。先ほども実はありましたが、あえて言いませんでした。小さな団体さんの場合はもう全部兼任で仕方がないっていうのもあるのですけれども、三浦半島高齢者福祉事業者さんは、車両数にして約19台ですから、20台、運転者が23人、利用者さんが110人、決して小さな事業内容ではないですね。この内容で全部兼任というのはいかがなものなのでしょうか。

登録されている岩澤さんという名前がありますけども、岩澤さんが乗務に就かれている時に、事故や苦情の対応はどなたがされるのでしょうか、というのはいつも言っております。代表者とか補助という担当者っていう書き方がありますが、それについても記載はない。岩澤さんがいないと回らないですよ。もし、岩澤さんが登録されているので乗務の仕事に就かれている時、というのはいけません。これは本当はいけないと思います。今どこの業種、我々もそうですし、複数の事業者さんも人手不足で大変ご苦労があると思いますけども、やはり然るべき体制を組んでいただく、これ最後安全に関わる場所ですから、利用者さんの安全というところ

ろに関わります。万が一事故があるとどうするんですか。要は苦情があって、情報を反映しなきゃいけない時もこの体制ではちゃんとした対応ができるのでしょうか。これは意見として必ず申し上げていますし、非法人の場合は決して小さな組織ではないので正しく出してもらわなきゃいけないのではないかと。

さらに最後に本日提出資料に履歴事項全部証明書があるんですけども、令和4年8月22日の発行で、我々一般的に公的な書類謄本等出す場合、3カ月以内のものと言われています。他にも少し時間のズレがある方がいらっしゃる。何カ月かはいざ知らず、2年以上前ですよ。その間内容が変わっているのではないかと思うんですけど。これって添付書類として、どなたに聞いたらいいかわからないのですが、神奈川県の方か支局の方か、この履歴事項全部証明書は有効なのでしょうか。2年以上前のものは。かつ、そういう資料を出されてくるという事は手続きに対する体制、事務あるいはコンプライアンスと言ってもいいと思うのですが、ちょっとどうなのでしょう。1年前と同じような話をして色々努力をされると伺っていますし、恐らく努力をされているのかもしれませんが、まだまだあちこち問題点が出てきています。意見ではありますが、コメントを頂きたいですし、有効期限等お答えいただける方がいたらお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(横須賀市事務局)

すみません。事務局の方でも確認が不足しておりまして申し訳ございません。古いということは承知していたのですが、内容は変わってないということを経営所の方にお伺いしまして、変わってない場合はおそらく添付が必要ではないというのがこちらの認識なので、このまま、いただいたものなので一応添付したのですが、添付をしなくてよかったところがございますので、今後は、確かに提出書類としては古いものですので、これから事務局としても、資料をお預かりして提出する時に気をつけたいと思っています。

(事業所)

履歴事項証明書が令和4年というのは、もう使えないと同じ認識です。申し訳ございません。内容は全く変わっておりません。だからといって理由にはならないのですが、普段は書類出す時はなるべく直近のものをという風にしてあるのですが、これから提出するものについて私も目が届かなかったのが気を付けて提出するようにします。

運行管理の体制について、どうしても兼任でやってしまって、特別人を入れることはないのですが、事故については法人が設立以来決まった保険事務所に、最初は監事になっていただいた人がやっている保険事務所に全部お願いしてあって、事故等あった時に事務所にすぐ連絡が来るんですが、間に合わない時はすぐにその保険事務所が行ってくれる体制はとっております。理解してもらっているのですが、間に合わない、大体間に合わないことはないが、他の事はさておいて駆けつける様になっているのですが、どうしてもその時は連絡して行ってもらったり、現地で保険の代表者とうち

の管理者岩澤と会う事が多いです。本当は1人専門の者がいるといいのですが、中々できないのですが、これからは努力してゆとりをもった進め方をしていかなければいけないと思います。

(菊池委員)

運行管理、整備管理、事故苦情というのはちょっと重い話なんですね。これ、自家用自動車有償運送なのですが、自家用車を乗せるのと違って、若干ですがお金を頂いて利用者さんを乗せているんです。その責任は重いので、事故があったから保険会社に任せているとか、代理店が行くというのはあり得ません。恐らく職員が動かれると思うんですけど、理事長のそういうコメントを聞くと代理店や保険しかやらないのか、運行事故処理連絡体制があっても対応できていないのか、という風に聞こえてきてしまう。責任者はドライバーと兼任だけど代務者や担当者を事務職員を充てるとか、ドライバー登録をされていない方とか入れている団体もあります。どうしても人数がいらないという事ではないと思うんですよね、あなたのところの規模のところは。人手不足で大変だと思うがそこはちゃんと体制を組んでいただいて、安全に対する対応ですから。これは意見としていつも言わせていただいています、大事な話ですのでご理解を頂きたいと思います。ここで私の質疑は1回終わります。

(野間委員)

いくつか確認させていただきますが今日提出された改善報告の事務の担当は岩澤さん、とさっきおっしゃっていましたがね。運行管理責任者の代行者も岩澤さん。

(事業所)

訂正をいいですか。管理者、事務局長、理事長となっている。

(野間委員)

とすると資料15の運行管理責任者の代行者の岩澤さんではないということですね。

(事業所)

少しお待ちください。運行管理体制の方ですね。

(野間委員)

運行管理責任者の代行者が岩澤さんを書いてあるが、その方と事務の担当の岩澤さんは同一人物ですか。

(事業所)

事務は違います。

(野間委員)

代行者と事務の担当は別の方ということですね。

	(事業所) はい。 (野間委員) 事務の担当者の人が変更申請の書類を作成して誰も見ないで決裁を取らないで市の方に提出されたという事ですか。 (事業所) 事務局長の宿称です。今回の報告の内容等をどのように出したかということだと思いますが、これは私が昨年の10月から担当として引き受けることとなりました。今回市に12月に提出いたしました。私の方で作成してその後、理事長、両副理事長に見てもらいチェックしております。その後市に提出している。そういった流れで提出しています。 (野間委員) そうすると再発防止では、違う事務の担当者の人が書類を作って管理者と事務局長にチェックをあげていく。 (事務局) 先ほど理事長から報告をさせていただいた概要の一番下の部分だと思うんですけども、今回の更新の登録になりますが、こういったものを含めてその他にも実際に運用していると変更等が出てきます。こういったものについて書いてあるように理事長、事務局長、管理者、それから事務関係の詳しい者がおりますので、皆で情報共有をして、そこで確認をして業務を管理していきましょう、という体制の話になります。 (野間委員) 今回の会議の件はダブルチェック体制にはなっていなかったということですね。 (事業所) 今回は理事長と両副理事長でチェックしております。 (野間委員) 次回からは事務の人が作成したものを管理者、事務局長、理事長でチェックし直すということですか。 (事業所) 次回からは、私事務局長ですが、事務局で、今回のような報告書は私の方で作成をいたします。今回もそうですが。その作成した物を当然チェックを受けなければいけないので、理事長、両副理事長、それは組織に従ってあげていき、最終的に了解をいただく、という流れは今も変わりません。
--	--

(野間委員)

聞いていると再発防止にならないのではないかという気がするのですが、しっかりとした再発防止の状況ではないような気がします。

(事業所)

最後に話をさせていただこうと思っていたが、今回色々な事でご指摘を受けているんですけれども、ご指摘を受けている内容というのは福祉有償運送のガイドブック、認知された内容です。細部につきましては、市の介護保険課とか調整をしながらやっていけば今回の指摘は発生していなかったと思います。基本的に担当したときの担当者、作成した者、それからチェック機能が十分に知識もなく行っていたことで機能していなかったと、個人的にはそう考えています。

今後私の方で担当していきますけれども、したがって、ご心配されているチェック機能、これにつきましては、先ほど理事長から報告がありましたが、新しく詳しい者を加えて十分そのような事がないようにチェックしていきたいと思っている。方法としてはガイドブック、これを熟知してもらうという事と、最終的には介護保険課と調整をさせていただいて確認をしながら進めていく、という体制を構築していきたい、という風に考えています。

(野間委員)

先ほど理事長の方からマニュアルがそろっていないというお話があったと思うんですけれども、その辺りはしっかりと用意して、もう一点は色々な変更要素とか事業者の状況とかパソコンに整備されていないというのはある意味組織的な問題が御社にはあるのではないかという気もするんですよ。その辺りはしっかりと作っていきますと書いてあるんですけれども、2回目ですから、本当に作って頂いてしっかり運用していただけるのかというのが、私は結構不安があるので、それとは違うのですけれども、運転者の確保についても半数以上入れ替わっているという話を聞いているので、そのような状態だと離職率も高いのかなというところは、やはり組織に問題があるのではないかというのが不安な要素でもあるので、今回の件について、すみませんが支局の新井さんにもしっかりとコメントでどのように対応したらよいかご助言いただきたい。

(会 長)

運輸支局新井さん、お願いいたします。

(新井委員代理)

神奈川運輸支局の新井と申します。よろしくをお願いいたします。前の方もおっしゃっていたとおり、三浦さんくらいの規模の団体ともなると、運行管理の体制としまして、担当の方がまずどなたか事業にいらっしゃって、その方を基本的に専任にして回していくものだと思うんですね。しっかりと知識を持った方がいらっしゃって、その方を軸にしてどう回していきますかというように事業を担ってもらうのがいいと思うのですけれど

ども、そういった方は御社にはいらっしゃらないということによろしかったですか。

(事業所)

今日に至るまでバタバタしていたのですが、きちっとパソコンの事も分かって、書類の管理も出来る、役所とのやり取りもできるというのが、ここには名前が出ていないが島崎という者が新たに配置したと申し上げたのですが、現場の担当者を加えてと言ったのは島崎という者に今回は全部やってもらったので、この後もこの配置になります。新しい事務担当は島崎、そして、新井様がおっしゃったように精通した者できちっと流れに沿って管理できるという者はこの者しかいないです。その他の事もその者に話してあるので、まだ急だったので理事会には通していないのですが、3月1日に理事会があるのでそこでの報告になりまして、組織図で事務担当というのはいないんですが、その辺りも福祉有償運送のこととしてひとつ設けないといけないと思っています。そのようにしていきます。

(新井委員代理)

島崎さんの引継ぎ等はされましたか。

(事務局)

まだです。そこまでいっていないのですが本人は全部やるということで。

(新井委員代理)

では島崎さんの前にやられていた方は前回の会議で藤井さんと伺っているのですが、藤井さんは今は関わってはいらっしゃらないのですか。

(事業所)

今回一緒には出席してはいないですけども、藤井から島崎に仕事を流していたんですね。藤井さんの下でやっていたので。

(新井委員代理)

島崎さんかどうかは分からないのですが、本日来る前に事務担当の方からこちらの支局に電話があったんですね。そこで資料が何もパソコンにそろっていないと何もデータがないとおっしゃっていたんです。

現状杜撰な管理がされている中で、これからしていくというところでおっしゃっていますが、こちらとしても本当に管理体制がこれから取ってもらえるのかと、かなり不安で仕方がないです。

ですので、一旦事務担当の方がちゃんとしっかりやっていただかないとこちらとしても困りますし、利用者さん、他のちゃんとやっている団体さんにも迷惑がかかりますので、一度支局の方にお越しいただいてこういう制度に則ってやってください、というのをお伝えさせていただこうかなと思っています。

あと、三浦半島高齢者福祉事業所さんは先日私の方から説明させていただいたWeb説明会には参加されていらっしゃいますか。

	(事業所) 3名参加しております。 (新井委員代理) この資料はご覧いただいたと思うんですけども、こういった手続きをしなければいけないかというのは、こちらに書いてあるんですね。なので、そもそもこちらの書類の、ガイドブックではありませんが、法令関係の書類をまとめたものではあるので、これに則ってやっていただければ基本的には法令違反は起こらないはずです。 この内容は目標ではなくて、必ずやっていただかなければ法令違反になってしまう対応なんです。なので、これをきちっとやっていただくというのを、まずやっていただきたいと思います。 話を戻しますが、運行管理をするにあたって車が19台あって利用者さんが110人いらっしゃるという事でかなり稼働されていらっしゃると思いますが、車で逗子から横浜市、箱根の方までも行ってらっしゃると言っていたので、かなり稼働があると思うんです。 そういった状況なのに、運行管理がしっかりされていない、制度を理解されている方が誰もいないというのは支局としても本当に怖い状況なんです。どこに行ったのかも分からない、何時に出たのかも分からない、記録が残っていないというのは、はっきり言って異常事態なので、運行管理者が何をすればいいのかというところを確認いただいて、毎日記録を作ってください。記録を作るには専従の人がいないと規模的に成り立たないと思いますから、事務担当の方に、こういったことをやるとお伝え顶きたい。私からも支局の方にいらっしゃればお伝えもしますし、資料のお渡しはしますので事務所の方でも事務担当の方をしっかり支えてあげるような体制を整えていただくようお願いします。 いずれにしても、前任の方がいらっしゃらなくて現在会議でチェックをしているというようにおっしゃいましたが、専任の方が現状知識がない状態で情報共有しても結局無責任な対応で終わってしまって、何をするか、何から手を付けたらいいのか分からないという話になると思います。なので、そこはまずは制度関係の知識をつけていただく事から始めていただきたいと思います。 担当の方が結構代わっておられるようですが、この専任の方については1, 2年で代わることがないような体制を取っていただかないと、そもそもこの福祉有償運送の制度が細かいところがあるので、それをまた新しい方に伝えるとなるとかなり効率悪いことになると思います。ですのでしっかりと1人の方が続けてもらえるような体制を団体、会社としても法人としても取っていただきたいと思います。私の方からは以上です。 (事業所) よくわかりました。 (会 長)
--	---

	他にありますでしょうか。 今新井さんの方からお話がございまして、一度支局の方に行ってご指導 いただいてという事なので、今回は見送らせていただいて、次回の時にと という形でもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 (新井委員代理) それは更新についてですか、区域の拡大についてですか。 (会 長) 更新についてです。 (菊池委員) 確認ですが、更新の期限は本年11月19日までであるので、今回更新は1回 取り下げていただいてもう1回出し直しをする。 ただ、運行区域の件は、今日認めないと利用者さんに迷惑をかけてしま うことになってしまうので、そこをちゃんと整理していただけますか。 (会 長) 分かりました。運行区域については逗子市を加えるという事でいかがで しょうか。 (「異議なし」の声多数) (会 長) よろしいでしょうか。 それでは、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の更新・変更 登録の申請につきましては、区域の変更のみ調ったという事でよろしいで しょうか。更新の方は次回へ持ち越しとさせていただきます。 それでは、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の方ありがと うございました。待機席にお戻りください。横須賀市事務局の方は元の席 にお戻りください。 ● 報告 変更届出書について（軽微変更） (会 長) 続きまして、次第5の報告変更届出書について、自家用有償旅客運送に 係る登録事項変更届出等に移ります。事務局から説明をお願いします。 (事務局) 変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の 報告になります。事前に委員の皆さまに送付した資料、横須賀市3件につ いての報告となります。 (会 長) それでは横須賀市事務局の方は、自席から報告してください。 (横須賀市事務局)
--	---

横須賀市からの報告の1件目になります。社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会から提出されました車両台数の変更に係る届出になります。セダン車が1台減ということで合計16台から15台への変更となります。

続きまして2件目となりますが、NPO法人湘南クリエイティブサービスからの、これも同じく車両台数の変更の届出となります。

第2回の協議におきまして、湘南クリエイティブサービスから更新登録の協議があがったと思います。その際に市川委員から車両台数に齟齬があるとご指摘をいただきまして、それを受けて事業所に変更を出していただきました。

3件目となりますが、今更新の話がありました特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所、軽微な変更、車両台数の変更がございます。令和6年10月9日付受理の届出において、車両台数で持込のセダン等車両の軽が1台増えて、合計車両台数が18台から19台へと変更となっております。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございます。この件についてご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。ご質問がないようであれば、これで報告を終了いたします。

● その他について

(会 長)

次に次第6のその他に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日をもって今年度予定しておりました、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会の日程は全て終了となります。皆さまのご協力のもと、円滑に当協議会を運営できましたことを心よりお礼申し上げます。

来年度につきましては、横須賀市さんが事務局になりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。事務局からは以上になります。

(会 長)

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。ないようでしたら、以上でその他を終了いたします。

● 閉 会

(会 長)

以上をもちまして、令和6年度第3回の運営協議会を終了させていただきます。

今回で、葉山町での開催は終了となりますので、一言お礼申し上げます。この1年間、大変不慣れな点も多く、皆様にはご迷惑をおかけしたと思いますが、各委員の皆様のご協力、また、各市町の事務局のご協力を得まして、何とかこの責務を全うすることができました。これまでご協力いた

	きまして、誠にありがとうございます。 なお、協議会は今後も続いてまいります。各委員さん皆様方のご健勝、ご多幸と併せて協議会のますますの発展を祈念申し上げまして、1年間のお礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。 (事務局長) 以上をもちまして、令和6年度第3回の運営協議会を終了させていただきます。また、次回に持ち越しの案件などございましたが、今年度はこちらで終了ということになりますので長時間に渡り、皆様のご協力をいただきましてありがとうございました。
--	--